

## 農地中間管理事業が始まりました

農地中間管理事業は、農地中間管理機構（機構）が出し手農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を進める受け手（担い手農家等）に貸し付ける制度です。



公益財団法人 三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）

農地中間管理課

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530

TEL 0598-48-1228, 1229

FAX 0598-42-8221

E-mail [nouchi@aff-shien-mie.or.jp](mailto:nouchi@aff-shien-mie.or.jp)

HP <http://nouchi-mie.jp/>



※（公財）三重県農林水産支援センターは、三重県知事から農地中間管理機構の指定を受けた公的機関です。

## ～農地中間管理機構に農地の貸し付けを

希望される方へ～

- 公的な機関が農地を預かりますので、安心して貸していただけます。
- 地域の話し合いを重視し、貸し付けにあたっては「人・農地プラン」等で位置づけられた担い手に、農地を集約して貸し付け、農地を有効活用できるよう配慮します。
- 機構が預かる（借り受ける）農地は、農業振興地域内で耕作可能な農地に限ります。
- また、機構が預かる（借り受ける）農地は、別途、機構が募集する受け手（担い手農家等）がみえる地域内であることが条件となります。

◎基本的な考え方は以下のとおりです。ご理解いただくようお願いします。

### 1. 事業の目的

農地中間管理事業は、農業をやめる方や農業の規模を縮小される方（出し手農家）から、農地中間管理機構が農地を借り受け、規模を拡大される受け手（担い手農家等）の方に貸し付けることにより、県内の農業の規模拡大や経営の効率化を進める事業です。

農地を預かり、その農地を維持管理することが目的ではありません。

### 2. 農地の受け手との関係

農地中間管理機構が借り受ける農地は、機構が受け手を公募し、その公募に応募した受け手が借り受けを希望する地域内にいる場合に借り受けます。

機構が借り受ける農地は、随時募集しますが、その地域内に受け手がない場合は、借り受けることが出来ませんので、ご注意ください。

（借り受けできなかった農地は、その旨を本人に連絡します。その際は、引き続き受け手が見つかるまで、借り受け予定の農地として機構のリストに残すことが可能です。そのことも確認させていただきます。）

### 3. 農地の維持管理

農地中間管理機構が借り受けた農地についても、地域内の受け手との貸借の条件が合わずに、受け手に貸し付けられない農地が出るのが予想されます。その場合は、その農地を機構が維持管理します。

ただし、維持管理を行う期間は、事業規程で2ヶ年とされています。

機構は、受け手に借りていただくよう調整を行いますが、やむを得ず受け手に貸し付けできなかった場合は、出し手農家の方に返還をさせていただきますのでご理解ください。

### 4. 賃貸借の単価

農地中間管理機構が農地を借り受ける際の借賃（単価）は、地域における通例の賃料（単価）となります。地域における一般的な単価より高く借り受けたり、受け手に対して、その単価より安く貸し付けることは、基本的にありません。

また、賃料について、物納による取り扱いはいたしません。

### 5. その他

農地中間管理事業が始まって、現在、各市町で行っている農業経営基盤強化促進法にもとづく農用地利用集積計画の公告による利用権設定や、農地法第3条の許可による利用権設定の手続きは、引き続き残ります。

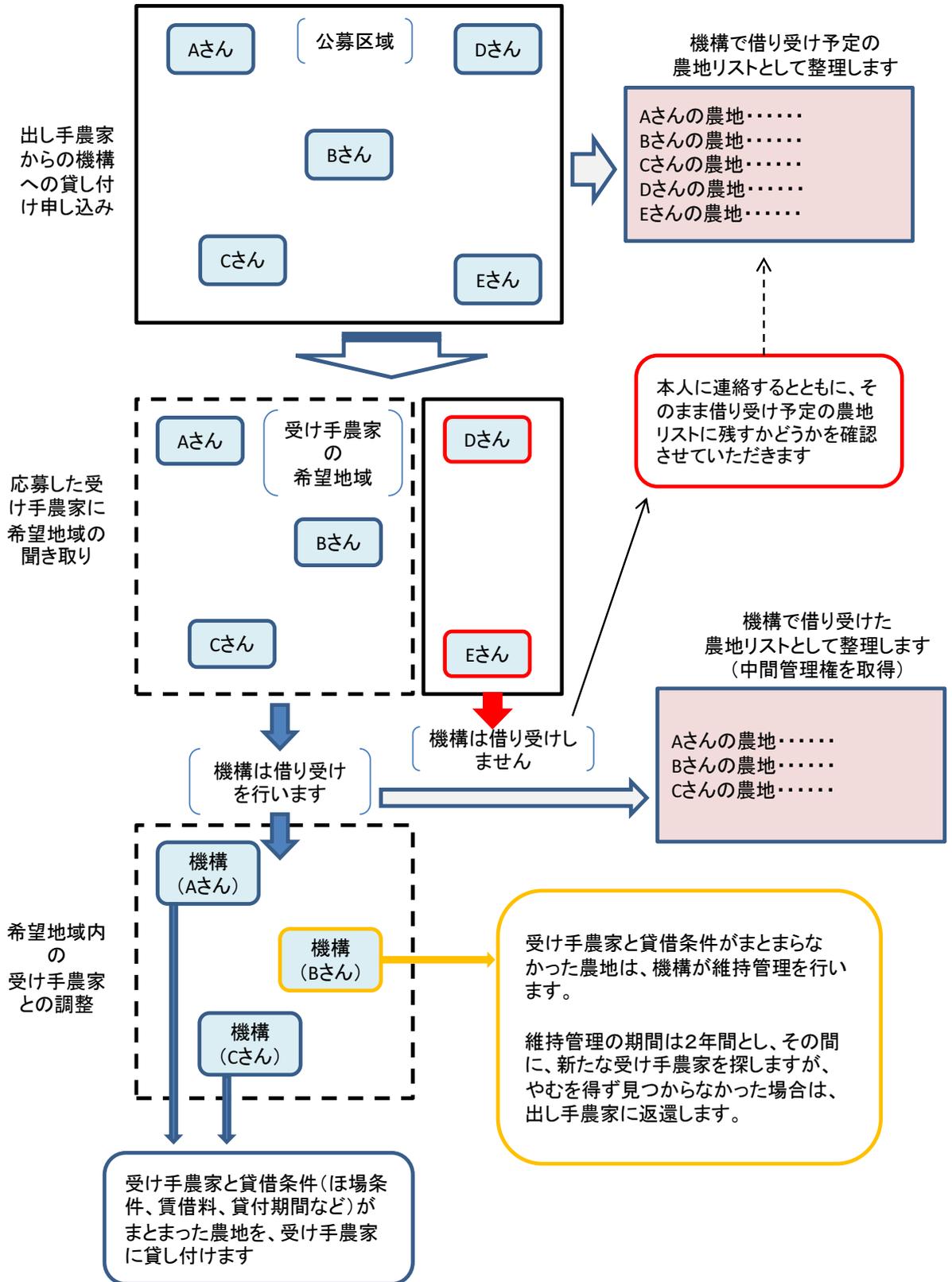
農地を担い手農家に借りていただく場合には、これらの従来の制度も含めて、望まれる方法を検討下さい。

◎**機構に対する農地の貸し付けを希望される方は、窓口備え付けの「農用地等貸付希望申出書」に記入の上、市町、JA、機構に提出をお願いします。**

◎**なお、この申出書は（公財）三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）のHP（<http://nouchi-mie.jp/>）にもアップしてありますので、その様式を使用していただいても結構です。**

◎**必要に応じて、申し出のあった農地に関する聞き取りをさせていただく場合がありますので、ご協力いただくようお願いします。**

○農地中間管理機構が農地を借り受けるイメージ



## ～農地中間管理機構から農地の借り受けを

### 希望される方へ～

○公的な機関が農地を貸し付けしますので、安心して借りていただけます。また、賃借料の支払いも機構にまとめて支払っていただけることから、事務の軽減が図られます。

○貸し付けにあたっては「人・農地プラン」等で位置づけられた担い手に、農地を集約して貸し付け、農地を有効活用できるよう配慮します。

●農地の借り受けを希望される方は、機構が募集する受け手（担い手農家等）の公募に応募していただくことが必要です。

●受け手の公募は、各市町で区域（市町、もしくは、市町内の地域）ごとに行われますので、借り受けを希望する区域ごとに応募して下さい。その区域内に応募がされていないと、区域内での借り受けが出来ませんので、ご注意下さい。

◎基本的な考え方は以下のとおりです。ご理解いただくようお願いします。

#### 1. 受け手の公募

受け手の公募は、一定の区域ごとに行われます。（区域は、市町全域である場合と市町内の地域に分かれている場合がありますので、市町もしくは機構にご確認下さい。

公募の開始は、当初は、本年5月28日または7月2日となります。

区域によって開始時期が異なりますので、市町もしくは機構にご確認下さい。

公募の期間はそれぞれの公募開始の日から一ヶ月間となります。

なお、本年10月中旬にも追加公募を行う予定です

借り受けを希望する区域内に応募がされていないと、区域内での農地の借り受けが出来ませんので、ご注意下さい。

## 2. 受け手リストの公表

応募いただいた受け手については、区域ごとに機構で受け手の一覧（リスト）を作成します。

応募いただいた受け手の氏名、借り受け希望の内容等については、(公財)三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）のHP上で公表させていただきますので、ご了解下さい。

## 3. 貸し付け先（受け手）の決定

農地を貸し付ける受け手の決定は、区域ごとに応募があった受け手の方々から、農地中間管理事業規程で定める貸し付け決定ルールにもとづき、機構が行います。

決定ルールでは、地域内の話し合いにもとづく農地集積を優先することを定めていることから、「人・農地プラン」等で位置づけられた担い手に優先して貸し付けを行うこととなります。

なお、貸付にあたっては、県の考え方により、農地の集団化に向けた地域の合意形成が必要になる場合があります。

## 4. 賃貸借の単価

農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付ける際の賃貸（単価）は、地域における通例の賃料（単価）となります。また、農地の利用条件を改善した場合を除いて、機構が借り受けた単価で貸し付けることを基本としています。

また、賃料について、物納による取り扱いはいたしません。

## 5. 農地の利用条件の改善

借り受けを希望される農地のほ場条件が悪く、これらの農地の利用条件の改善（畦畔の除去、暗渠排水整備など）を行うことにより、借り受けが可能となる場合は、補助事業の活用が可能です。

補助事業の活用には、事業要件がありますので、機構や県・市町にご相談下さい。

また、補助事業を実施した場合には、整備前と比べ、ほ場条件が改善されていることから、機構が出し手から借り受けている単価より、受け手への貸し付け単価が高くなる可能性がありますので、ご注意ください。

## 6. 農地の利用状況の報告

機構が貸付を行った農地については、毎年、栽培状況などの報告をお願いします。

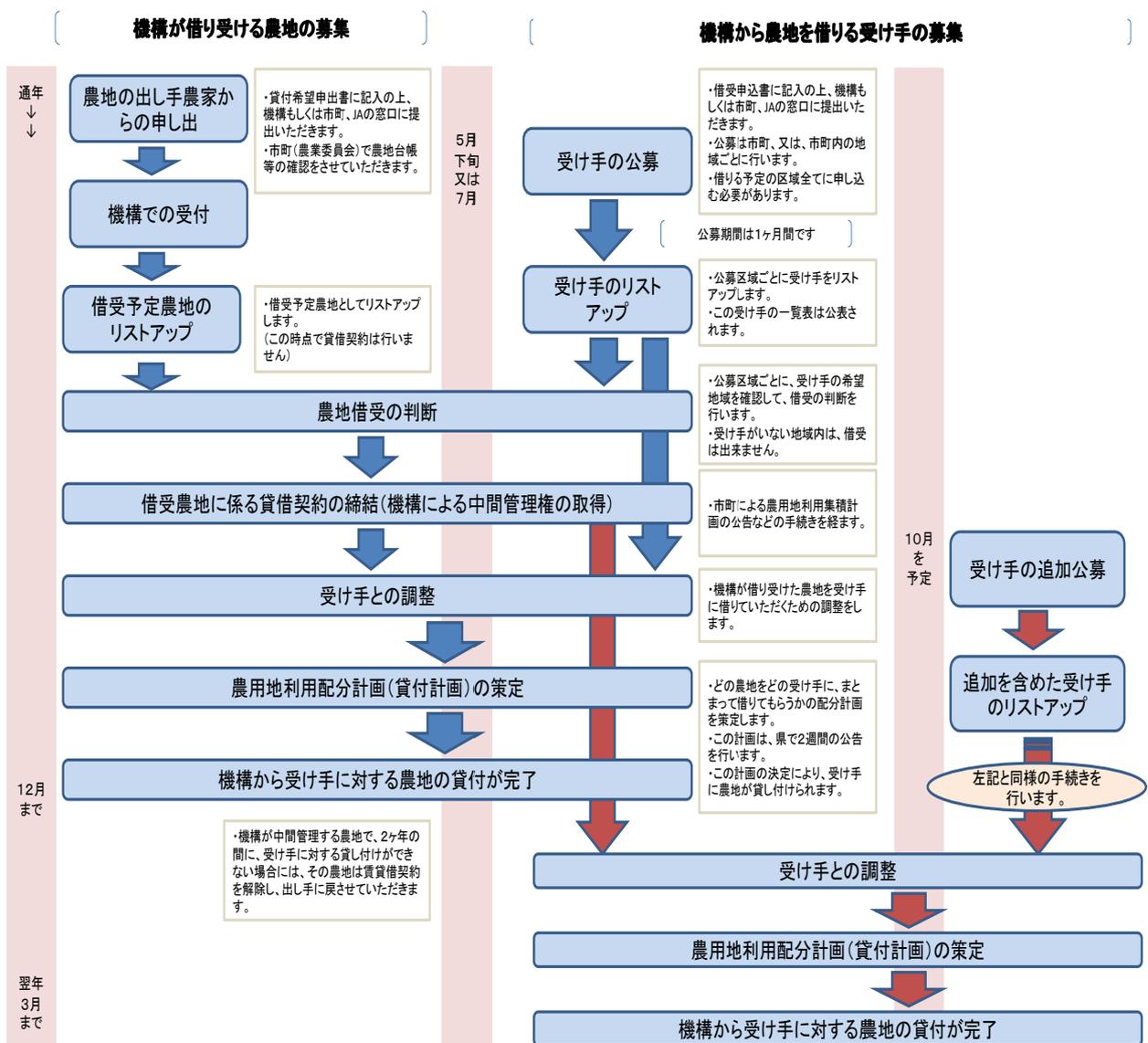
◎機構から農地の借り受けを希望される方は、公募期間内に窓口備え付けの「農用地等借受申込書」に記入のうえ、市町、JA、機構に提出をお願いします。

◎なお、この申込書は（公財）三重県農林水産支援センター（農地中間管理機構）のHP（<http://nouchi-mie.jp/>）にもアップしてありますので、その様式を使用いただいても結構です。

◎必要に応じて、申し込みの内容について、聞き取りをさせていただく場合がありますので、ご協力いただくようお願いします。

農地中間管理事業の業務の流れについては、次のとおりのイメージとなります。

農地中間管理事業 業務の流れ(平成26年度)



## ～地域の話し合いが大切です～

農地中間管理事業のメリットを活用するためにも、  
地域（集落）で話し合いを進めていただき、  
地域で決めた担い手へ農地集積を進めていただくことが大切です。

### ◎農地中間管理事業活用のメリット

- この事業は、農地中間管理機構（機構）が出し手農家から農地を預かり担い手に貸し付ける事業です。  
このことから、現在の地域の担い手が高齢化し、今後、地域の農地を預かることが出来なくなった場合でも、機構が新たな担い手に農地を集積して貸し付けるなどで、将来を見据えて地域内の農地を守っていくことが可能となります。
  - 地域の話し合いにより、受け手となる担い手に地域内の農地を貸し付けるために農地中間管理事業を活用する場合は、地域内の一定の割合の農地が機構に貸し付けられた段階で、地域に対して「地域集積協力金」が交付されます。
  - 受け手となる担い手の方は機構が公募することになりますが、応募された担い手は、機構が預かる農地の中から条件に応じた農地を借り受け、円滑に規模を拡大するチャンスにつながります。
  - 経営転換やリタイヤする農家の方については、農地中間管理事業を活用し機構に預けていただいた場合、その農地が担い手に貸し付けられた段階で、「経営転換協力金」が交付されます。  
また、機構の預かっている農地の隣接する農地を、農地中間管理事業を活用し機構に預けていただいた場合、その農地が担い手に貸し付けられた段階で、「耕作者集積協力金」が交付されます。
- (※) 各種協力金の交付に関しては、条件等があることから、詳細は市町等に相談してください。
- (※) 地域での話し合いによる合意形成への支援は、最寄りの県農林水産（農政・農林）事務所で相談を受け付けています。